

成14年8月に児童扶養手当の支給事務が市等に委譲されたことから、特に、市等では、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行う重要な役割を担うことが求められる。

(2) 相談機能の強化

改正法により、母子相談員の名称を母子自立支援員に改めるとともに、配置が市等にまで拡大され、業務も職業能力の向上と求職活動に関する支援が追加された。これにより、母子自立支援員は、母子家庭及び寡婦の抱えている問題を把握し、母子寡婦福祉団体等と連携し、その解決に必要なかつ適切な助言及び情報提供を行うなど、母子家庭及び寡婦に対する総合的な相談窓口として重要な役割を担うことが求められる。また、地域における福祉の増進を図る児童委員においては、母子家庭等及び寡婦について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設、サービスについて助言し、問題の解決に努めること等が重要である。

市等は、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行うため、母子自立支援員を適正に配置するほか、その資質の向上のための機会を提供すること等により、相談機能の強化を図ることが必要である。

(3) 福祉と雇用の連携

母子家庭等及び寡婦の早期自立を図るためには、早期の段階における支援が重要である。こうした観点から、母子家庭等及び寡婦を初期の段階で把握し、生活全般にわたり親身な相談に応じるとともに、経済的自立を図る上で必要な就業に関する情報や、就業する際の子育て支援など、福祉と雇用の施策の緊密な連携が不可欠である。そのため、国の労働部局と都道府県及び市町村、また、都道府県及び市町村の福祉部局と産業労働部局が緊密に連携することが求められる。

2. 実施する各施策の基本目標

母子家庭等及び寡婦の自立を図るためには、①子育てや生活の支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的かつ計画的に推進することが不可欠であり、これを積極的に推進する。これにより、母子家庭等及び寡婦の収入状況、就業状況、養育費取得状況等の生活状況の好転を図る。

(1) 子育て・生活支援策

母子家庭等が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるよう、保育所への優先入所、保育サービスの提供、公営

住宅の積極的な活用の推進等、子育てや生活の面での支援体制の整備を促進する。

また、地域の相互扶助による子育てや生活の面での支援を推進する。

(2) 就業支援策

母子家庭及び寡婦が十分な収入を得ることができ、自立した生活をするができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な職業あっせん、就業機会の創出等を実施するなど、就業面での支援体制の整備を促進する。

(3) 養育費の確保策

母子家庭等の児童が必ず養育費を取得できるように、養育費支払についての社会的気運の醸成、養育費についての取決めの促進を図るなど、養育費確保面での支援体制の整備を促進する。

(4) 経済的支援策

母子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当制度を利用しやすくするために、制度について積極的に情報提供を実施するほか、適正な貸付・給付事務の実施、関係職員に対する研修の実施等により、経済面での支援体制の整備を促進する。

3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

(1) 国が講ずべき措置

① 公共職業安定所における就業あっせん(公共職業訓練の受講あっせんも含む。)

ア 母子家庭の母等に対してきめ細かな職業相談・職業紹介を実施するほか、財団法人21世紀職業財団と連携して保育・介護情報を提供する。

特に、両立支援ハローワークにおいては、きめ細かな職業相談や職業紹介を実施するとともに、これまで無業者に対して行ってきた、その者に必要な職業情報等を提供する就業希望登録制度について、対象者を、常用雇用者への移行を希望する母子家庭の母等であって臨時・パートタイムの形態で就業するものにも拡充して実施する。

イ 母子家庭等就業・自立支援センター事業の円滑な実施のため、その求めに応じて、必要な求人情報の積極的提供を行う。

② 特定求職者雇用開発助成金の活用

失業した母子家庭の母等就職が困難な求職者を雇い入れる事業主に対する特定就職困難者雇用開発助成金について、その対象を短時間労働被保険者にも拡大しているが、母子家庭の母にはパートタイム労働者が多いことから、

事業主に対する周知を徹底するなどにより、その活用を推進する。

- ③ 試行雇用を通じた早期就職の促進  
母子家庭の母等に実践的な能力を取得させるなどにより、早期就職を促進するための、短期の試行雇用を実施する。
- ④ 厚生労働省関係機関等における母子家庭の母の雇用の促進  
厚生労働省の本省や外局、関係機関において、母子家庭の母の雇入れを促進するように努めるとともに、社会福祉関係団体、公益法人等関係団体に対して雇入れの要請を行う。
- ⑤ 事業主に対する母子家庭の母の雇用に関する啓発活動等の推進  
事業主に対し、母子家庭の母の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進する。
- ⑥ 都道府県及び市町村、企業等における母子家庭の母の雇用に関する好事例の周知  
母子家庭の母を積極的に雇用するなど、都道府県及び市町村や企業における母子家庭の母の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行う。
- ⑦ 母子家庭等就業・自立支援センター事業の支援  
母子家庭等就業・自立支援センターに対し、母子家庭の母の就業促進につながる各種情報を提供する。
- ⑧ 母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮  
母子福祉団体等母子家庭の母の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、国が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、適切な配慮を行う。
- ⑨ 母子家庭に対する生活の場の整備  
都市基盤整備公団賃貸住宅について、母子家庭に対する優先入居を推進する。また、母子家庭が賃貸住宅に入居する場合の家賃保証について、民間の家賃保証サービスの活用を推進するとともに、民間事業者による取組状況等を踏まえ、必要な施策について検討する。
- ⑩ 親の扶養義務の履行を確保するための施策の在り方についての検討  
離婚の増大の原因や離婚が子どもに与える影響、さらには親の扶養義務の果たし方と養育費についての研究を推進するとともに、母子家庭等の児童の福祉の増進を図る観点から、親の扶養義務の履行を確保するための施策の在り方やその導入について検討を進める。
- ⑪ 母子福祉資金貸付金の貸付条件に関する配慮  
母子福祉資金貸付金の貸付条件について、母

子家庭の母の就業の支援が促進されるように配慮をして定める。

- ⑫ 効果的な母子家庭等及び寡婦施策を展開するための実態把握・研究、モデル事業等の推進  
母子家庭等及び寡婦施策を効果的に推進するために、母子家庭等及び寡婦の就業状況、収入状況、養育費の取得状況などの実態を把握し、その研究を推進する。そして、これらの実態把握・研究等に基づき、母子家庭等及び寡婦の就業促進に有効と考えられる施策については、モデル事業等として早期にかつ積極的に推進していく。

## (2) 都道府県及び市町村が講ずべき措置に対する支援

都道府県及び市町村が以下の措置を講ずるに際しては、国は、母子家庭等及び寡婦が必要なサービスを適切に受けることができるよう母子自立支援員を含めた相談体制の整備、関係機関の連携を推進しながら、当該措置が効果的に実施されるよう必要な支援を講じていくものとする(実施主体について特に記載がない場合は都道府県及び市町村を指すものとする。また、対象について特に記載のない場合は母子家庭を対象とするものとする。)

- ① 子育て支援、生活の場の整備
  - ア 保育所優先入所の推進等(実施主体：市町村、対象：母子家庭等)
    - (a) 就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、母子家庭等の優先的取扱いなど、母子家庭等の児童が保育所に優先的に入所することができるような取組を推進
    - (b) 休日保育、夜間保育、病児・病後児保育の実施
    - (c) 待機児童への対応や仕事と子育ての両立支援として、家庭的保育事業やファミリー・サポート・センター事業を活用
  - イ 放課後児童クラブの優先的利用の推進(実施主体：市町村、対象：母子家庭等)  
放課後児童クラブについても、母子家庭等の児童が優先的に利用できるような取組の推進
  - ウ 母子生活支援施設の整備・機能の拡充
    - (a) 小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設の設置  
母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち早期に自立が見込まれる者を対象に、地域社会の中の小規模な施設で、本体施設と十分な連携を図りながらその自立を重点的に支援する小規模分園型(サテライト型)の母子生活支援施設の設置を推進  
また、公設民営方式による施設整備を推進
    - (b) 母子生活支援施設への保育機能の付与(対